

平成30年度番組編成要領

● 入きゅう馬に関する事項

1. 佐賀競馬に新規馬として入きゅうする馬は、次の条件を具備したものでなければならない。

(1) 地方競馬出走経歴馬・競馬会出走経歴馬（競馬会登録抹消後地方競馬出走馬を含む。）

取得賞金額	出走経歴	年齢 品種	2歳・3歳・4歳・5歳	6歳以上
		地方・中央出走馬	サラブレッド系	0円以上 (未出走馬可)
入厩条件	1. サラブレッド系であること。 2. 出走停止の処分を受けたことのない馬。ただし、馬体照合検査を受けた日において、出走停止処分日（初回のみ）から処分のない実出走3走以上の実績のある馬はこの限りではない。 （薬物陽性馬は、この限りではない。） 3. 視力が正常である馬。（1眼が失明している馬は不可。） 4. 外国の競走に出走したことのない馬。ただし、地全協及び競馬会の登録馬で外国の競馬に遠征出走した馬はこの限りでない。			
摘要	1. 検疫入きゅう検査（痲疾及び視力検査を含む。以下同じ。）に合格し、検疫を終えて入きゅうを許可された馬は、その日から3日以内に預託契約書（写）を提出し、調教ゼッケンの貸与を受けなければ出走資格をそう失する。 2. 検疫入きゅう検査を受けた日の翌日から、150日以内に出走しない馬は、出走資格をそう失する。 3. 競馬会出走経歴馬で地方競馬に登録がない馬（中央競馬登録のみで未出走馬を含む。）は、競馬会の発行する競走成績証明書の原本又は写しを検疫入きゅう検査時まで提出しなければならない。ただし、出走申込前日までに原本を提出しないときは出走資格をそう失する。			
格付	第4. 1. (1)により行う。			

(2) 2歳馬・3歳馬・4歳馬

区分	新馬（競馬会登録のみで未出走馬を含む。）
入厩条件	(1)に同じ
摘要	1. 検疫入きゅう検査及び調教ゼッケンの借受については、(1)に同じ。 2. 競馬会出走経歴馬で地方競馬に登録がない馬（中央競馬登録のみで未出走馬を含む。）は、競馬会の発行する競走成績証明書の原本又は写しを検疫入きゅう検査時まで提出しなければならない。ただし、出走申込前日までに原本を提出しないときは出走資格をそう失する。 3. 検疫入きゅう検査を受けた日の翌日から、150日以内に出走しない馬は、出走資格をそう失する。なお、2歳馬には適用しない。

2. 在籍馬

(1) 他場の交流競走等（競馬会を含む。）に出走して番組編成要領に定める制限事項に該当するに至ったときは、佐賀競馬で受けたものとみなし通算する。

● 番組編成に関する事項

1 格付

(1) 区分

佐賀競馬に出走する馬の資格は番組賞金額により格付する。なお、番組賞金額の計算は、当該馬の初出走から通算した1着から5着までの本賞金（付加賞を除く。）の合計額とする。

級 別	A 級		B 級	C 級	
	A 1	A 2		C 1	C 2
番組賞金額	900万円以上	900万円未満 500万円以上	500万円未満 200万円以上	200万円未満 80万円以上	80万円未満
級 別	3 歳	2 歳			
番組賞金額	200万円未満	期間中			

※ただし、2歳期間中であっても番組賞金額が300万円を超えた場合はB級に編入する。

(2) 在籍馬の昇級

- ①在籍馬が(1)の番組賞金額を超えたときは、次回競馬から当該馬は昇級させて格付するものとする。
- ②2歳馬については、2歳期間中は2歳馬の競走を実施するものとし、3歳の初出走時（正月競馬）において番組賞金額により該当する級に格付する。

ただし、2歳期間中であっても一定の番組賞金額を超えた場合にはB級に編入する。

(3) レース編成の方法

①2歳馬

- (イ) 初出走時は、概ね生年月日を基準として編成するものとする。
- (ロ) 2走目以降は、番組賞金額を基準とし、未取得賞金額馬については、出走回数及び能力を勘案して編成するものとする。
- (ハ) 1・(1)の番組賞金額に達した馬は、次回競馬からその番組賞金額に応じた級に編入するものとする。

②3歳馬

- (イ) 原則として番組賞金額を基礎とし、能力を勘案して編成するものとする。
- (ロ) 1・(1)の番組賞金額に達した馬は、次回競馬からその番組賞金額に応じた級に編成するものとする。
- (ハ) 3歳馬の競走は、概ね9月末日まで実施するものとする。ただし、競馬開催の日程、出走馬の状況等により編成が困難な場合は、実施期間を短縮するものとする。なお、その後の格付は、番組賞金を30万円減額（3才格終了の開催まで在籍し、且つ、出走した馬に限る）し、C1・C2級に編入する。

③4歳馬以上

- 原則として格付された級において、番組賞金額を基礎とし編成するものとする。
- なお、A1級に格付けされた馬における次の(イ)～(ニ)の適用については、別に定める。
- (イ) 4歳馬、5歳馬については、3歳馬の一般格付編入時（10月競馬）において、番組賞金額から各々50万円を減額して編成する。
 - (ロ) 高齢馬6歳馬については、6歳になった時点で2歳時の取得賞金額を全額減額して格付し編成する。
 - (ハ) 高齢馬7歳馬については、7歳になった時点で3歳時の取得賞金額を全額減額して格付し編成する。
 - (ニ) 高齢馬8歳馬については、8歳になった時点で4歳時の取得賞金額を全額減額して格付し編成する。

区分	在籍馬減額		新規馬（入厩時格付）減額	
	1月	10月	1月～9月末日	10月～12月
3歳	—	30万円	—	—
4歳	—	50万円	—	50万円
5歳	—	50万円	50万円	100万円
6歳	2歳時	—	2歳時+100万円	2歳時+100万円
7歳	3歳時	—	2・3歳時+100万円	2・3歳時+100万円
8歳	4歳時	—	2・3・4歳時+100万円	2・3・4歳時+100万円
9歳	—	—	2・3・4歳時+100万円	2・3・4歳時+100万円
10歳以上	—	—	2・3・4歳時+100万円	2・3・4歳時+100万円

④ A1格付馬の番組賞金額

(イ) A1格付馬の番組賞金額は、零から計算し通算する。

(ロ) 上記③(イ)～(ニ)の賞金減額等を適用する。

⑤ 番組賞金額の減額措置

番組賞金として加算する額

(イ) 3歳以下の新規馬における競馬会主催及び海外での遠征競走の取得賞金……………60%

4歳以上の新規馬における競馬会主催及び海外での遠征競走の取得賞金……………30%

(ロ) 4歳以上の新規馬における佐賀競馬以外の地方競馬（他場所属での佐賀

競馬出走時も含む）の取得賞金……………50%

(ハ) 3歳馬の古馬編入後における新規馬については、上記(イ)(ロ)の4歳以上を適用する。

(ニ) 新規馬及び当場の在籍馬における平成23年度以前のJRA認定競走……………50%

・佐賀競馬の平成24年度以降のJRA認定競走……………30%

・他場の平成24年度以降のJRA認定競走……………50%

(ホ) 当場の在籍馬が次の競走を除く重賞競走に出走したとき……………50%

・当場の在籍馬が佐賀記念、サマーチャンピオンに出走したとき……………10%

(ヘ) 当場の在籍馬が他場（競馬会含む。）に出走したとき……………10%

(ト) 当場の在籍馬が九州産重賞競走（霧島賞、たんぼぼ賞）及びそのステップ競走に

出走したとき……………20%

(チ) 佐賀競馬に在籍して出走経歴のある馬で、他場（競馬会含む。）に転出後の他場

（競馬会含む。）での取得賞金については、上記(イ)(ロ)を適用する。

(リ) 3歳格の準重賞競走に出走したとき……………50%

平成30年度賞金及び諸手当

第1 賞金

(1) 本賞金

出走馬のうち第1着から第5着の馬主に対し競馬番組で定める額を支給する。なお、同着の場合の支給方法は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの賞金総額を同着頭数で等分した額を支給する。

(2) 着外賞

重賞競走については、競馬番組で定める額を支給し、進上金の対象とする。

(3) 副賞

重賞、特別競走の第1着馬に授与する。なお、同着の場合にはそれぞれに交付する。ただし、それぞれに交付できない場合は、抽選により交付する。

(4) 失格となった馬には、その競走の賞金は支給しない。

第2 諸手当

(1) 出走馬手当

馬主に対し、下記のとおり支給する。

①1走馬……………1頭当り	重賞競走(DG)	77,000円
	重賞競走	74,000円
	準重賞競走(A級、B級)	74,000円
	特別競走	74,000円
	普通競走	
	A級	74,000円
	B級	72,000円
	3歳(準重賞競走含む)	70,000円
	3歳(2歳時佐賀デビュー馬)	80,000円(3歳古馬編入の前の開催まで)
	C級	70,000円
	2歳(佐賀デビュー馬)	80,000円
	2歳(移籍馬)	72,000円

※2歳時佐賀デビュー馬で他場に移籍し他場所属で出走した馬は移籍馬とみなす

②2走馬……………2走目1頭当り 30,000円

なお、出走すべき馬の確定後正当な理由がなく、その競走に出走しなかった馬は2,500円を徴収する。